



広島県報

定期
第33号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規則

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (文書法制室) 二

告示

(県法規登載)

平成十八年度地籍調査事業計画 (地域づくり推進室) 三

救急病院等の認定 (医療対策室) 四

特定計量器の定期検査の実施 (計量検定室) 四

漁船保険義務加入事前届出に伴う指定漁船調査書の縦覧 (漁業調整室) 五

保安林の指定 (三件) (治山室) 六

保安林予定森林にする旨の通知 (二件) (〃) 七

都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可 (二件) (下水道室) 八

港湾法の規定による臨港地区及び分区の指定 (港湾管理室) 八

公告

開発行為に関する工事の完了 (建築指導室) 九

土地改良区の定款変更の認可 (広島地域事務所) 九

土地改良区の役員の就任及び退任 (東広島地域事務所) 九

土地改良事業の工事の完了 (尾三地域事務所) 九

土地改良区の定款変更の認可 (備北地域事務所) 〇

土地改良区の役員の就任 (〃) 〇

議会事務局告示

政治倫理の確立のための広島県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示 (県法規登載) 〇

公安委員会告示

(県法規登載)

〇

遊技機の型式の検定の告示 〇

公安委員会公告

教習指導員審査(普通)の実施 一

監査委員会告示

包括外部監査の事務を補助する者の氏名、住所等 一

収用委員会公告

土地収用法施行令の規定による公示送達 一

正誤

平成十八年四月十三日付け広島県報(定期)第二十八号 二

中広島県告示第四百七十号の訂正 (漁業調整室) 二

公布された規則のあらまし

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (規則第四十九号) (文書法制室)

改正の要旨

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、次の関係規則について必要な改正を行った。

| 規則名 | 内容 |
|-------------------------------|---------------------------------|
| 政治倫理の確立のための広島県知事の資産等の公開に関する規則 | 有限会社法の廃止に伴う規定の整理など必要な規定の改正を行った。 |
| 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則 | |
| 児童の身元保証に関する条例施行規則 | |
| 身体障害者福祉法施行細則 | |
| 知的障害者福祉法施行細則 | |
| 介護保険法施行細則 | |
| 職場適応訓練委託規則 | |
| 水産業協同組合法施行細則 | |
| 広島県卸売市場条例施行規則 | |
| 農業協同組合法施行細則 | |

選任若しくは」に改め、「招集」の下に「又は法第四十条第三項の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任」を加え、同項第二十号及び第二十一号中「第五十条の二第八項」を「第五十条の二第七項」に改める。

別記様式第一号中「第10条第21項」を「第10条第20項」に改める。

別記様式第十六号中 「仮理事(仮監事)選任 総会(総代会)招集」に、「一時理事(仮監事)選任 総会(総代会)招集」を「一時代表理事選任」に改める。

「第40条第1項」を「第40条第1項(第3項)」に改める。

「一時理事(仮監事)選任 仮理事(仮監事)を選任 総会(総代会)を招集」を「一時代表理事を選任 総会(総代会)を招集」に改める。

別記様式第二十号及び別記様式第二十一号中「第50条の2第8項」を「第50条の2第7項」に改める。

(広島県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第十一条 広島県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十六年広島県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「資本」を「資本金」に改める。

(広島県広島西飛行場条例施行規則の一部改正)

第十二条 広島県広島西飛行場条例施行規則(平成五年広島県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十一号及び別記様式第十二号中「資本」を「資本金」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

告 示

広島県告示第五百三十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定によって、平成十八年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成十八年五月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 地籍調査本体事業

| 調査を行う者の名称 | 調査区域 | 調査期間 |
|-----------|--|-----------------------|
| 広島市 | 湯来町大字伏谷の一部 湯来町大字白砂の一部 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |
| 呉市 | 下蒲刈町大地蔵、下蒲刈町平原、下蒲刈町田ノ尻 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |
| 三原市 | 沼田町の一部、本郷町上北方の一部 久井町山中野の一部 久井町小林の一部、筋原の一部 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |
| 尾道市 | 御調町菅の一部 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |
| 福山市 | 千田町大字千田の一部 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |
| 府中市 | 上下町深江の一部、斗升の一部 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |
| 三次市 | 東酒屋町の一部、甲奴町西野の一部、甲奴町梶田の一部、君田町東入君の一部、布野町上布野の一部、作木町下作木の一部、作木町矢田、作木町光守の一部、作木町西野の一部、吉舎町雲通の一部、三和町羽出庭の一部 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |
| 庄原市 | 総領町五箇の一部、東城町川西の一部 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |
| 廿日市市 | 吉和字細井原の一部、峠の一部、飯山の一部、熊崎、細井原、原榎乱杉、妙音寺原 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |
| 安芸高田市 | 高宮町来女木の一部 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |
| 熊野町 | 呉地の一部 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |
| 北広島町 | 大塚の一部、大朝の一部、中原の一部、土助山、今田南、西宗の一部、都志見の一部、水呑山、今田南の一部 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |

二 数値情報化事業

| | | |
|-------|---------------------------------------|-----------------------|
| 大崎上島町 | 西野の一部 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |
| 世羅町 | 安田の一部、本郷の一部、井折の一部、寺町の一部、川尻の一部、小谷の一部 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |
| 神石高原町 | 油木の一部、安田の一部、福永の一部、笹尾の一部、時安の一部、坂瀬川のの一部 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |

| 数値情報化を行う者の名称 | 数値情報化を行う区域 | 数値情報化を行う期間 |
|--------------|-------------------------------|-----------------------|
| 府中市 | 上下町深江の一部、斗升の一部 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |
| 庄原市 | 総領町五箇の一部、東城町川西の一部 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |
| 廿日市市 | 吉和字細井原の一部 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |
| 安芸高田市 | 高宮町来女木の一部、美土里町横田 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |
| 江田島市 | 字柳之前の一部、鍵屋谷の一部、宝原の一部 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |
| 熊野町 | 呉地の一部 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |
| 神石高原町 | 油木の一部、安田の一部、福永の一部、笹尾の一部、時安の一部 | 交付決定の日から平成一九年三月三十一日まで |

広島県告示第五百二十五号
 次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。
 平成十八年五月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 名称 | 所在地 | 効力を有する期限 | 備考 |
|-------------------|------------------|------------|----|
| 医療法人社団博愛会 木阪病院 | 東広島市西条町土与丸二二三五番地 | 平成二二年四月三〇日 | 更新 |

広島県告示第五百三十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 平成十八年五月一日

- 一 区域
 尾道市（旧尾道市、旧因島市、旧瀬戸田町）
- 二 対象となる特定計量器
 非自動はかり、分銅及びおもり
- 三 検査の日時及び場所

| 実施日 | 器物受付時間 | 実施場所 |
|----------|-------------|-------------|
| 平成一八・六・五 | 一三・〇〇～一六・〇〇 | 中庄公民館 |
| 〃・〃・六 | 九・〇〇～一二・〇〇 | 田熊公民館 |
| 〃・〃・七 | 一三・三〇～一六・〇〇 | 重井公民館 |
| 〃・〃・八 | 九・〇〇～一四・〇〇 | 土生公民館 |
| 〃・〃・九 | 一五・〇〇～一六・〇〇 | 東生口公民館 |
| 〃・〃・一〇 | 九・〇〇～一二・〇〇 | 尾道市役所因島総合支所 |
| 〃・〃・一一 | 一三・〇〇～一四・〇〇 | J A三原せとた南店 |
| 〃・〃・一二 | 一五・〇〇～一六・〇〇 | 瀬戸田小学校体育館前 |
| 〃・〃・一三 | 一三・〇〇～一六・〇〇 | 尾道市役所浦崎支所 |
| 〃・〃・一四 | 九・〇〇～一二・〇〇 | 瀬戸田小学校体育館前 |
| 〃・〃・一五 | 九・三〇～一〇・三〇 | 尾道市農協泊倉庫 |
| 〃・〃・一六 | 一一・〇〇～一二・〇〇 | 尾道市農協百島出張所 |
| 〃・〃・一七 | 一四・〇〇～一六・〇〇 | 尾道市役所向東支所 |
| 〃・〃・一八 | 九・〇〇～一二・〇〇 | 広島県尾三地域事務所 |
| 〃・〃・一九 | 一三・〇〇～一六・〇〇 | 尾道市農協栗原支所 |
| 〃・〃・二〇 | 九・〇〇～一六・〇〇 | ヘイタウン尾道 |
| 〃・〃・二一 | 九・〇〇～一六・〇〇 | 尾道市公会館 |
| 〃・〃・二二 | 九・〇〇～一二・〇〇 | 尾道市公会館 |
| 〃・〃・二三 | 九・〇〇～一二・〇〇 | 尾道市公会館 |

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

一 保安林の所在場所
呉市倉橋町字草卸甲一一八六の一、乙一一八八

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字草卸甲一一八六の一・乙一一八八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第五百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定をする。

平成十八年五月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林の所在場所

江田島市沖美町是長字大名切四四の一から四四の四まで、五六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び江田島市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第五百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定をする。

平成十八年五月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林の所在場所

呉市下蒲刈町下島字平原九六七の一、九六八の一、乙九六六の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第五百四十一号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。
平成十八年五月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市高野町和南原字毛無山一六一の三、甲一六七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第五百四十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。
平成十八年五月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

三次市三次町字中所一七六の二五(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中所一七六の二五(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第五百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定によって、平成十四年広島県告示第二百六号備後圏都市計画下水道事業三原公共下水道の事業計画の変更を認可した。
平成十八年五月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称
三原市

二 都市計画事業の種類及び名称
備後圏都市計画下水道事業三原公共下水道

三 事業施行期間
平成三年五月三十日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分
平成十四年広島県告示第二百六号の事業地から三原市東町を削除し、三原市東町一丁目を追加する。

使用の部分
平成十四年広島県告示第二百六号の事業地から三原市東町、旭町、古浜町、中之町、西宮町、宗郷町、和田町を削除し、三原市東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、旭町一丁目、旭町二丁目、古浜一丁目、古浜二丁目、古浜三丁目、中之町一丁目、西宮一丁目、宗郷一丁目、宗郷二丁目、宗郷三丁目、宗郷四丁目、和田一丁目、和田三丁目を追加する。

広島県告示第五百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定によって、平成十七年広島県告示第八号本郷都市計画下水道事業本郷公共下水道の事業計画の変更を認可した。
平成十八年五月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称
三原市

二 都市計画事業の種類及び名称
本郷都市計画下水道事業本郷公共下水道

三 事業施行期間
平成三年五月三十日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分
三原市本郷町本郷、本郷町下北方

使用の部分
三原市本郷町本郷、本郷町善入寺、本郷町上北方、本郷町下北方、本郷町南方

広島県告示第五百四十五号

広島県告示第五百四十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定によつて、広島港における臨港地区及び当該臨港地区内における分区分区を次のように指定した。なお、当該臨港地区及び分区分区の区域は、同法第三十八条第八項の規定によつて、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県広島港湾振興局港営課において縦覧に供する。

平成十八年五月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 臨港地区の指定

| | | |
|----------------------------|-----|---------------------------|
| 広島市南区似島町字信谷及び同町字家下のそれぞれの一部 | 区 域 | 面 (ヘクタール) 積 〇・二四 |
|----------------------------|-----|---------------------------|

二 分区分区の指定

| | | |
|---------|----------------------------|-------------------|
| 漁 港 区 | 広島市南区似島町字信谷及び同町字家下のそれぞれの一部 | 〇・一九 |
| 商 港 区 | 広島市南区似島町字家下の一部 | 〇・〇五 |
| 分区分区の種類 | 区 域 | 面 (ヘクタール) 積 |

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年五月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - 尾道市美ノ郷町本郷字溝上沖八三五番一、八三六番
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 - 尾道市美ノ郷町本郷八四六番地
 - 工藤 寛秀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定によつて、湯来町砂

谷土地改良区の定款変更を平成十八年四月二十一日認可した。なお、この認可について不服がある者は、認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年五月一日

広島県広島地域事務所長 山 本 敏 昭

賀茂郡豊栄町吉原土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成十八年五月一日

広島県東広島地域事務所長 日 當 康 典

(就任役員)

職名 氏 名 住 所

理事 西尾久男 東広島市豊栄町吉原一五九〇

住 川 數 馬 〇 四二三一

末 廣 克 則 〇 三〇五三

佐藤吉信 〇 一一一・一

佐藤憲昭 〇 四七七・二

高 光 法 幸 〇 二〇五二

下久保光範 〇 二五八二

貞 重 久 人 〇 四九四三

小 川 博 〇 二八九五

重 光 興 〇 二二九八

梶 川 輝 男 〇 三六九〇

梶 原 弘 毅 〇 三七九八

近 田 文 憲 〇 二〇三三

上 嘉 秀 〇 四三七三・一

山 本 幸 登 〇 吉原甲三二四四

(退任役員)

職名 氏 名 住 所

理事 西尾久男 東広島市豊栄町吉原一五九〇

住 川 數 馬 〇 四二三一

末 廣 克 則 〇 三〇五三

佐藤吉信 〇 一一一・一

佐藤憲昭 〇 四七七・二

高 光 法 幸 〇 二〇五二

| | |
|-------|---------|
| 下久保光範 | 二五八二 |
| 貞重久人 | 四九四三 |
| 小川博 | 二八九五 |
| 梶川輝男 | 三六九〇 |
| 梶原弘毅 | 三七九八 |
| 近田文憲 | 二〇三三 |
| 上嘉秀 | 四三七三・一 |
| 山本幸登 | 吉原甲三三四四 |

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定によって、届出があった。

平成十八年五月一日

| | | | |
|-------------|------|--------|------------|
| 広島県尾三地域事務所長 | 大下和男 | | |
| 事業主体 | 地区名 | 事業名 | 完了年月日 |
| 三原市 | 江木西 | 区画整理事業 | 平成二一・二二・二〇 |

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第一項の規定によって、庄原市土地改良区の定款変更を平成十八年四月十九日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があったことを知った日の翌日から起算して、六か月以内に、広島県を被告として、認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年五月一日

広島県備北地域事務所長 本雅彦

比婆郡比和町土地改良区から次の役員が就任した旨の届出があった。

平成十八年五月一日

広島県備北地域事務所長 本雅彦

| | | |
|--------|------|-------------|
| (就任役員) | 氏名 | 住所 |
| 職名 | 氏名 | 住所 |
| 理事 | 竹田和光 | 庄原市比和町古頃七〇七 |

議会事務局告示

議会事務局告示第四号

政治倫理の確立のための広島県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年五月一日

広島県議会議長 新田篤実

政治倫理の確立のための広島県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

改正する告示

政治倫理の確立のための広島県議会議員の資産等の公開に関する規程(平成七年議会事務局告示第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「資本」を「資本金」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第33号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められる。規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年5月1日

広島県公安委員会

委員長 宮地治夫

| 検定番号 | 検定の有効期間 | 遊技機の種類 | 型式名 | 申請者名(住所) | 製造業者名(住所) |
|--------|----------------------|---------|---------------------------------|---|-----------|
| 6P0140 | 告示の日(平成18年5月1日)から3年間 | ぱちんこ遊技機 | C R 極上 パロチン クエアNC E80F | 株式会社ニユーサイン 代表取締役 新井 悠司 (愛知県名古屋市中村区 烏森町三丁目56番地) | 左 同 |
| 6P0129 | 同上 | 同上 | C R 子連 れ狼B67 | 株式会社高尾 代表取締役 内 島敏博 (愛知県名古屋市中川区 太平通一丁目3番地) | 左 同 |

| | | | | | |
|--------|----|----|------------------|--|-----|
| 6P0020 | 同上 | 同上 | CRFJ P001 | 株式会社藤商事 代表取締役 松元 邦夫 （大阪府大阪市中央区 本町一丁目1番4号） | 左 同 |
| 6P0097 | 同上 | 同上 | CRサン ター ター | 同上 | 左 同 |

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第38号
 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施
 するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規
 則」という。）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年5月1日

広島県公安委員会

委員長 宮 地 治 夫

- 1 審査の種類
 教習指導員審査（普通）
- 2 審査の期日
 平成18年6月5日、6日
- 3 審査の場所
 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
 広島県運転免許センター
- 4 審査対象者
- 5 審査の方法
 道路交通法第99条の3第4項第2号の規定に係る者
 規則第12条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等
 (1) 申請に必要な書類
 ア 教習指導員審査申請書（写真及び審査手数料貼付のもの） 1通
 イ 教習指導員等審査手数料計算表 1通

- ウ 自動車運転免許証の写し 1通
- エ 履歴書 1通
- オ 運転記録証明書 1通
- (2) 申請書等の提出先
 広島県警察本部交通部運転教育課長
- (3) 申請書等の提出期限
 平成18年5月29日

監査委員会告示

広島県監査委員会告示第11号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第125条第1項第3号の3第2項の規定によ
 り、次のとおり告示する。

平成18年五月一日

広島県監査委員
 坪 川 禮 巳
 田 辺 直 史
 高 橋 義 則
 同 同 同
 近 光 章

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

| 氏 名 | 住 所 |
|---------|------------------------|
| 金 光 房 子 | 広島県広島市安佐南区山本一丁目二九番二一号 |
| 高 杉 直 由 | 広島県広島市西区高須台三丁目七番六号 |
| 田 邊 尚 | 広島県広島市南区段原一丁目七番三二〇一号 |
| 橋 口 謙 | 広島県広島市安佐南区豊東四丁目二二番二二一号 |

二 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査を補助できる期間
 平成十八年四月十九日から平成十九年三月三十一日まで

収用委員会公告

土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成十八年五月一日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

藤井來信 相続人

小山タツ 相続人

日野タケ 相続人

小山市郎兵衛 相続人

今井智恵子 住所不明

二 送達すべき書類の名称

一般国道四三三号改築工事(川北バイパス(広島県庄原市川北町字下市場地内から同市川北町字上市場地内まで))に係る土地収用事件の裁決書

三 土地等の表示

| | | | | |
|------------|------|------|--|-----------|
| 所在地 | 番 | 地目 | 地積 | 積算する土地の面積 |
| 庄原市川北町字上市場 | 四三三番 | 公簿現況 | 公簿(m ²) 実測(m ²) | 五一九・八三 |
| 田 | 田 | 田 | ・ | |

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木部総務管理局土木総務室

広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、平成十八年五月十五日をもって、その書類の送達があつたものとみなされます。

正

誤

平成十八年四月十三日付け広島県報(定期)第二十八号に登載の広島県告示第四百七十号(漁業災害補償法の規定による加入区の変更)の表の一部を次のように訂正する。

農林水産部農水産振興局漁業調整室長

| | | | |
|-----|---|-------------|--------------|
| ページ | 段 | 誤 | 正 |
| 二 | 上 | 瀬戸内海機船船びき網業 | 瀬戸内海機船船びき網漁業 |